

令和6年6月から

# 診療報酬が改定されます

+0.88%  
本体部分

薬価等部分  
▲0.99%

令和6年6月1日から「診療報酬」が改定されます。

人件費などに充てられる診療や医療サービスなどの **本体部分はプラス0.88%**、

一方で **薬価はマイナス0.97%\***、**材料価格はマイナス0.02%**となりました。

\*薬価は令和6年4月1日改定

## 診療報酬とは…

皆さまが医療機関等で受診し、診察、治療、処方などの対価として医療機関に支払う医療費の単価のことです。厚生労働大臣が定めた医療行為一つ一つの点数を足し合わせて金額が算出されます。そのうち自己負担分は患者本人が、残りは加入している保険者が医療機関に支払うこととなります。

## 診療報酬改定の主なポイント

### 賃上げ・基本料等の引き上げ

医療従事者の人材確保や賃上げのためのベースアップ評価料により2.3%をめどとした賃上げが実施されます。標準的な感染症対策の実施と賃上げを念頭に置いた初再診料と入院基本料の引き上げが行われます。

- 初診料 : 27円引き上げ
- 再診料 : 12円引き上げ
- 入院基本料 : 1日当たり最大312円引き上げ

自己負担が  
3割の人

### 入院時の食費負担の引き上げ

昨今の物価上昇等を勘案し、入院時の食費負担が引き上げられます。



所得区分が  
一般の人

- 入院時食事療養費 : 1食460円から  
(自己負担分) 490円へ30円引き上げ

### 医療DXの推進

在宅医療DX推進体制加算により、マイナ保険証による情報を用いた訪問診療計画の立案による質の高い在宅診療の推進を目指します。マイナ保険証の利用率が一定以上で、電子処方箋の発行ができるなどの条件を満たした医療機関には加算が行われます。

自己負担が3割の人で月に1回、初診時に窓口で24円の追加負担が生じます。

### ポストコロナの感染症対策

感染症対策を実施している施設が評価され加算が行われます。

発熱患者を外来で受け入れた場合は月に1回、初診時に200円が、入院の場合は7日間を限度に1日2,000円が医療機関に支払われます。



診療報酬の改定は、看護師等の医療従事者の賃上げの原資となり、また質の高い医療の提供につなげていくものです。一方で、医療費を支払う受診者の立場からすると医療費負担の引き上げということになります。医療費は、例えば小学校入学後から70歳未満の人は医療費全体の3割だけを窓口で支払い、残りの7割は保険者が負担しています。保険者から支払われる分は皆さまの保険料が原資となっています。よって、医療は賢く、上手に、無駄なく受け、病気を予防し重症化を防ぐため、日頃から健康の維持増進を心掛けましょう。

